

静岡県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年7月31日

静岡県監査委員 山下 和 俊
静岡県監査委員 松 本 早 巳
静岡県監査委員 増 田 享 大
静岡県監査委員 河原崎 聖

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
財務部建築工事課	令和8年3月2日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 予算再配当前における入札公告等 3 内 容 建築工事課は、令和6・7年度に実施した校舎新築工事等の工事16件において、予算再配当前に制限付き一般競争入札に関する公告、指名競争入札に関する指名通知書送付、随意契約に関する見積依頼を行っていた。	
【措置の内容】 (1) 事案発生の原因 本事案は、静岡県財務規則に記載されている「歳出予算は、配当若しくは再配当又は令達を受けた後でなければ執行してはならない。」という条文のうち、執行とは支出負担行為を指しており、支出負担行為の起案前までに最終的に再配当を確認できればよいとの認識により生じたものです。 (2) 再発防止策 誤った認識を解消するため、本事案について各職員へ周知しました。また、工事依頼課に対しては、令和8年2月に契約担当課（建築企画課）担当者が、各部局の経理担当者が参加する会議で周知しています。 さらに、建築工事課及び契約担当課によるチェックを徹底しています。具体的には、建築工事課は設計伺の起案時に入札・再配当スケジュールを工事依頼課と共有し、契約担当課は入札参加資格委員会に諮る案件について、再配当予定日を事前に確認するとともに、再配当を確認した案件に限り、入札執行伺を起案することを遵守しています。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
財務部設備課	令和8年3月2日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 予算再配当前における入札公告等 3 内 容 設備課は、令和6・7年度に実施した校舎新築工事等の工事24件において、 予算再配当前に制限付き一般競争入札に関する公告、指名競争入札に関する指名 名通知書送付、随意契約に関する見積依頼を行っていた。	
【措置の内容】 (1) 事案発生の原因 本事案は、静岡県財務規則に記載されている「歳出予算は、配当若しくは再配当又は令達を受けた 後でなければ執行してはならない。」という条文のうち、執行とは支出負担行為を指しており、支 出負担行為の起案前までに最終的に再配当を確認できればよいとの認識により生じたものです。 (2) 再発防止策 誤った認識を解消するため、本事案について各職員へ周知しました。また、工事依頼課に対して は、令和8年2月に契約担当課（建築企画課）担当者が、各部局の経理担当者が参加する会議で周知 しています。 さらに、設備課及び契約担当課によるチェックを徹底しています。具体的には、設備課は設計伺の 起案時に入札・再配当スケジュールを工事依頼課と共有し、契約担当課は入札参加資格委員会に諮る 案件について、再配当予定日を事前に確認するとともに、再配当を確認した案件に限り、入札執行伺 を起案することを遵守しています。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松財務事務所	令和 8 年 3 月 2 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 不適切な事務処理による過少申告加算金の賦課漏れ 3 内 容 浜松財務事務所は、法人 1 社の法人事業税に係る修正申告書（令和元年度から 4 年度まで）について、過少申告加算金等の事務処理を怠り、28,000円が賦課漏れ、うち6,400円が賦課できないこととなった。	
【措置の内容】 (1) 本事案の原因 税務調査により、外形標準課税対象法人に令和元年度から 4 年度までの 4 期分の修正申告を指示し、申告を受領しました。しかし、修正申告に係る是認処理及び加算金処理の確認を行っていませんでした。 また、事務処理要領に基づき、未処理の事業年度を随時確認する必要がありましたが、この確認も適切に実施されていませんでした。 これらの事務処理が適正に行われなかったことが原因で、当該申告内容の確認及び過少申告加算金の決定処理が遅延し、うち 1 期分の過少申告加算金が期間制限（法定納期限から 5 年）を超えて、賦課できないこととなりました。 (2) 改善措置 当該申告の処理状況を調査した結果、4 期分の過少申告加算金、28,000円の決定処理が行われていないこと、うち6,400円が賦課できないことが判明しました。 内訳は、令和 2 年 3 月期が6,400円、令和 3 年 3 月期が5,900円、令和 4 年 3 月期が9,600円、令和 5 年 3 月期が6,100円です。このうち、令和 2 年 3 月期分が賦課できないこととなりました。 過少申告加算金の決定処理を実施し、令和 7 年 9 月末に令和 2 年 3 月期分を除く 21,600円を納付していただきました。 (3) 再発防止策 ア 県税システムの未処理事業年度リストによる確認 県税システムにより「未処理事業年度に関する調」を作成し、未処理事業年度の確認を毎月確実に実施します。 イ チェック表の作成 新たにチェック表を作成し、税務調査後に行うべき事務処理の完了を確認し、課内で共有することで事務処理状況を把握できるようにします。 ウ 申告審査時における確認 「未処理事業年度に関する調」に反映される前に期間制限を迎える修正申告等を把握するため、申告審査で修正申告の処理期限の確認を行います。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
熱海土木事務所	令和8年3月2日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 建設工事の契約内容に関する公表の未実施 3 内 容 熱海土木事務所は、令和6年度に契約締結した予定価格250万円超の工事124件の全てについて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第8条に基づく契約内容の公表を実施していなかった。	
【措置の内容】 当事案は、令和6年度における契約内容の公表をインターネットで行う事務について、誰が作業を行うのか、年度開始時の職員の引継ぎなどの中で不明確なままとなってしまう、結果として未実施となったことが原因です。事務所内における来庁者向けの契約内容の公表は行っていたことからインターネットの公表も誰かが事務を処理しているだろうと錯誤してしまいました。 予備監査での指摘を受け、指摘されたその日に公表を実施しました。現在は、月末に公表が実施されているか、複数人でチェックすることで再発を防止しています。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田土木事務所	令和8年3月2日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 建設工事における承認手続等の未実施 ※再発 3 内 容 島田土木事務所は、令和5年度に実施した水門設備工事において、増額した工事費に別の箇所から流用した国費を充当していたが、流用に必要となる国の承認を受けていなかったため、対象となる国費5,365千円の国への返還が必要となった。 また、令和6年度に実施した橋梁耐震対策工事において、河川法第24条及び第26条に基づく河川管理者の許可を受けずに工事を実施していた。 同所属は令和4年度の監査において許認可手続等の確認体制を整備する再発防止策を講ずるとしていたが、改善に結びついていなかった。	
【措置の内容】 当該水門設備工事に係る工事費の流用は、社会資本整備総合交付金の重点計画の対象箇所から、通常計画の対象箇所へ流用したものであり、国への申請・承認が必要でしたが、流用元が通常計画の対象箇所であり国の承認を必要としないという誤った認識のもとに、国への申請事務などを行う河川砂防局へ工事費の流用手続きを依頼し、河川砂防局も国の承認を得ることなく、流用手続きを行いました。 今後、流用が必要となった場合は、同計画の箇所間で行うことを原則とし、チェックリストを用いて、流用に関わる箇所が該当する計画を複数の職員でチェックします。事務所内の同計画の箇所間の流用で対応できない場合は、他事務所を含め同計画の箇所間の流用ができるか本庁へ照会することとします。やむを得ず、他計画からの流用が必要となった場合は、本庁との調整を行った上で、重点計画、通常計画の別を明確にして流用を依頼していきます。 橋梁耐震対策工事については、設計段階で河川法に関する事前協議を実施し了解を得ていたこと、既存橋梁本体が占用許可を受けていることをもって、河川法に関する手続きが完了していると誤認していました。 令和4年度の監査でも、法令に基づく関係機関との協議が未了のまま工事を発注したことに対し注意を受けていましたが、再発防止策が徹底されていませんでした。 今後は、誤認のもとに事業を進めることのないよう、予算の執行に係る年度当初の県庁との協議の段階で許認可手続等の状況を確認した上で、工事発注時には、許可書等の写しを設計図書に添付することとし、複数の職員で、必要な手続が進められていることを確認していきます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田土木事務所	令和8年3月2日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 道路占用料の徴収誤り 3 内 容 島田土木事務所は、市町へ道路を移管した後も引き続き道路占用料を誤って徴収し続けるなど、昭和63年度から令和7年度までの間、過徴収14件3,380,040円、還付加算金2件7,800円及び徴収不足1件3,600円を発生させた。	
【措置の内容】 本件は、県道から市町道への移管事務において、移管区間内の道路占用許可の廃止漏れがあったことに気付かず道路占用料の徴収を続け過徴収になってしまった案件、また、個別に占用物件を許可する必要があったものを一体として許可し徴収不足になってしまった案件の2件が該当します。 過徴収については、占用者に過去5年分の誤徴収額及び還付加算金を返還し、徴収不足については、占用許可の内容を更正し不足分の追加徴収を行いました。 今回の誤りを踏まえ、今後、県道の市町移管がある際には、移管期日の半年から1年前に大口の道路占用許可者に対し、移管対象となる道路占用許可物件の内容、所在確認の依頼を行い、道路占用許可の更新時にも十分な確認を行います。 また、課内での打合せを通じ、占用許可基準についての情報共有を行い再発防止に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田土木事務所	令和8年3月2日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 建設工事における不適切な工期設定 ※再発 3 内 容 島田土木事務所は、令和6年度に実施した道路拡幅工事及び護岸工事において、標準的な工期を確保せず、施工が困難な短い期間を工期とする請負契約を締結していた。 同所属には令和6年度の監査における同種の事案に対して再発防止策を求めたところであるが、改善に結びついていなかった。	
【措置の内容】 令和6年度の監査における指導を受け、積算内容のチェック時及び資格委員会実施時に、設定工期の確認を十分に行い、再発防止に努めています。 道路拡幅工事は、令和6年度の監査前に資格委員会を実施しており、設定工期の確認を十分に行っておらず、適切な工期を確保できていませんでした。 護岸工事は、資格委員会実施時に下流で実施中の別工事の工程を確認し、一部の工程を別工事と並行して実施することにより、年度内の完成が可能と判断していましたが、契約後に別工事の遅れが生じ、現場着手が約2か月遅れたため、当初工期内の完成となりませんでした。 今後は、積算内容のチェック時及び資格委員会実施時における設定工期の十分な確認を徹底の上、工程調整が必要な別工事がある場合には、事前に別工事の関係者への聞き取りにより、詳細な工程等を確認・記録し、施工条件を一層精査した上で、実施可能な工期となるよう、工期を算定していきます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
焼津漁港管理事務所	令和8年3月2日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 漁港区域内の看板転倒による車両損傷事故の発生 3 内 容 焼津漁港管理事務所は、管理する漁港区域内の看板が転倒したことにより、隣接地に駐車中の車両を損傷させ、699,000円の損害賠償を行った。	
【措置の内容】 漁港区域内に設置されている看板については公用車からの視認によるパトロールを実施し、明らかな異常が見受けられる場合のみ現況確認を行っていましたが、本件看板については未登録の看板であったこと、経年劣化による支柱の腐食に気付かなかったことにより、令和5年12月に看板の転倒による車両損害事故が発生したものです。 令和6年度に未登録の看板を含め漁港区域内にある全ての看板の所在や写真等を盛り込んだ看板台帳を整備するとともに、パトロール時の視認で異常が見受けられない場合でも現地で看板の状態を確認するなどして、区域内の状況を把握し再発防止に努めています。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
焼津中央高等学校	令和 8 年 3 月 2 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 所得税の納付遅延 3 内 容 焼津中央高等学校は、令和 7 年 7 月 10 日納付期限の所得税の納付を失念し、不納付加算税5,000円を発生させた。	
【措置の内容】 本件は、歳入歳出外現金の払出票の決裁により所得税の払出処理が完結したと担当職員が誤解していたこと、また、資金前渡口座から出金して納付するまでの事務の進捗状況を事務室内で管理できていなかったことが原因です。 未納を確認後、直ちに藤枝税務署に対して不納付加算税を納付しました。 再発防止策として、所得税の払出処理を含む払込金資金前渡の決裁時に、納付日を事務室の日程表に記録して事務室内で共有するとともに、納付日の朝には注意喚起を行い、納付後に通帳の残高を複数の職員で確認しています。 また、公認会計士の助言により、所得税を期限よりも 1 日早く納付するようにして、不納付加算税の発生リスクを低減させました。 今後も、支払漏れを防ぐため、適切な事務処理に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
伊豆の国特別支援学校	令和8年3月2日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 建設工事における不適切な事務処理 3 内 容 伊豆の国特別支援学校は、令和7年度に実施したエレベーター修繕工事において、工期内に完成図書が提出されなかったことに対し、遡った日付による工期延長請求書を提出させ、工期延長の手続きを実施していた。 さらに、延長後の工期内においても完成図書が提出されなかったが、工期延長の手続きを行わず、遡った日付による完成図書の受理及び検査手続を実施していた。	
【措置の内容】 本件は、業者との連絡調整が不十分で、工程の管理ができていなかったこと、事務処理の効率化を優先し、誤った処理をしたことが原因です。 今回の事案を受け、緊急の事務職員会議を開催し、虚偽の公文書に基づく事務手続の疑いが生じるような事務処理は厳に慎むことを事務室全体に周知・共有するとともに、特に工事関係書類の起案時においては、誤った処理をしていないかどうか、起案担当者と事務長とのダブルチェック体制を徹底するように、体制の見直しを行いました。 また、2月より工事に関する資料は本校・分校で閲覧が可能な共有ファイルサーバーに保管し、事務室全体で工事の情報等を共有する体制を整えました。実際に3月に入札予定のエレベーター保守点検業務委託業務の手続きは円滑に進んでいます。 今後の防止策として、工事の実施に当たり、業者との連絡及び打合せを密に行います。また、担当者は業者に対し、工事の進捗状況を定期的に聞き取りを行い、事務長と共同で進捗状況を可視化できる資料を作成し、事務室全体で共有します。 さらに、工事の進捗や書類提出に遅れが生じる可能性がある場合には、担当者は速やかに事務長に連絡し、事務長が教育施設課及び東部出納室に丁寧な説明と相談をするとともに、事務長は本校・分校管理職に報告し、情報と対策を共有します。書類が提出されない場合、提出の督促を強化します。 また、事務職員一人一人がこれまでの意識を改革し、高いコンプライアンス意識を持続けるために、今回事案の注意喚起を含めたコンプライアンス意識向上に資する研修を行うこととし、以降、上半期・下半期（年2回）に研修を行っていくことで、再発防止に努めます。 なお、教育施設課が、教育委員会全体における公文書の適切な取扱いの徹底のため、県立学校及び社会教育施設の施設担当者を対象とした「令和8年度施設・管財担当者研修会」において、当該事項含めた監査結果の指摘事項を取り上げ、再発防止に努めるよう周知を行いました。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
公益財団法人静岡県文化財団	令和 8 年 3 月 2 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件 名 消耗備品台帳の未整備 3 内 容 公益財団法人静岡県文化財団は、県の補助金等で購入した消耗備品について、 会計処理規程で定める消耗備品台帳を整備していなかった	
【措置の内容】 財団会計処理規程において消耗備品台帳の整備が規定されていることが引き継がれておらず、認識が不足していたことによるものです。 本件発覚後、すぐに消耗備品台帳を整備し、所有する消耗備品を全て登録して各物品に管理番号を表示しました。また、令和 8 年 3 月に実施した職員研修において今回の監査結果を共有し、消耗備品を取得した際には必ず消耗備品台帳に記載することを徹底しました。 今後は、業務にあたっては諸規程を確認して適切に執行し引継ぎを行うよう、研修等を通じて職員に周知し、再発防止の徹底に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
公益社団法人静岡県畜産協会	令和8年3月2日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 建設工事における契約書の未作成 3 内 容 公益社団法人静岡県畜産協会は、令和6年度に実施した施設修繕工事について、書面による契約を締結していなかった。	
【措置の内容】 今回の工事は県家畜共同育成場の指定管理業務に付随する修繕工事でしたが、同育成場の修繕について工事費100万円未満の少額修繕は指定管理者が行うこととされておりました。また、協会内に建設業法等の建築関係の専門知識を有する職員が在籍しておりませんでした。このため少額修繕工事については建設工事との認識が無く、口頭での工事発注のみで書面による契約締結をしておりませんでした。 今回の事案確認後、協会内部には「建設業法に基づく建設工事の定義と分類」及び「工事費の多寡を問わず建設工事発注にあたっては書面による契約の締結が必要」と周知し、意識の徹底を図りました。 さらに建設工事の発注にあたって、請負業者と請負額、請負内容、工期等を明示した契約締結を確実にを行うため、令和8年3月に「牧場修繕工事決裁伺」の様式変更及び「家畜共同育成場建設工事契約様式」を新たに決めました。今後、関係職員への継続的な建設業法の教育周知を行い、法に基づく工事執行事務を行います。	